



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 2 8 号 の 2

平成27年(2015年)4月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第3号-第6号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成27年4月13日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	横	越		徹
金沢市監査委員	新	村	誠	一

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査のテーマ及び選定理由

###### (1) 監査のテーマ

「市単独補助金の交付について」

###### (2) テーマの選定理由

補助金は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。本市においても、公益的な観点から多くの事業に対して補助金を交付しており、特に市が独自に交付する補助金(以下「市単独補助金」という。)については、市の施策を推進する上で重要な役割を担っている。したがって、補助金については、行政需要の変化に対応して絶えず必要性の検証や見直しを行い、適正かつ公正に執行する必要がある。

そこで、市単独補助金について、事務手続面に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施することにより、補助事業の適正化を図るとともに、より効率的かつ効果的な補助金の執行に資することを目的とする。

##### 2 監査の対象

###### (1) 監査の対象課

財政課及び監査の範囲に属する市単独補助金を交付した課(次の表に掲げる39課)

監査の範囲に属する市単独補助金を交付した課	
1 国 際 交 流 課	21 福 祉 総 務 課
2 企 画 調 整 課	22 介 護 保 険 課
3 交 通 政 策 課	23 長 寿 福 祉 課
4 歩 け る 環 境 推 進 課	24 こ ど も 福 祉 課
5 文 化 政 策 課	25 障 害 福 祉 課
6 文 化 財 保 護 課	26 健 康 総 務 課
7 歴 史 建 造 物 整 備 課	27 環 境 政 策 課
8 総 務 課	28 景 観 政 策 課

9 商 業 振 興 課	29 緑 と 花 の 課
10 も の づ くり 産 業 支 援 課	30 市 街 地 再 生 課
11 労 働 政 策 課	31 住 宅 政 策 課
12 ク ラ フ ト 政 策 推 進 課	32 道 路 管 理 課
13 企 業 立 地 課	33 危 機 管 理 課
14 観 光 交 流 課	34 教 育 総 務 課
15 農 業 振 興 課	35 学 校 指 導 課
16 農 業 基 盤 整 備 課	36 生 涯 学 習 課
17 森 林 再 生 課	37 地 域 教 育 セ ン タ ー
18 中 央 卸 売 市 場 事 務 局	38 消 防 総 務 課
19 市 民 協 働 推 進 課	39 予 防 課
20 市 民 ス ポ ー ツ 課	

(2) 監査の範囲

一般会計及び特別会計（公営企業特別会計を除く。）における補助金のうち、金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号。以下、「補助金交付事務取扱規則」という。）の規定に基づく補助金の交付事務で、次のいずれにも該当するもの

- ①平成25年4月1日から平成26年3月31日までに執行したもの
- ②平成25年度に交付した補助金で、次年度以降も交付が予定されているもの
- ③市単独財源により交付されているもの
- ④平成25年度決算額が100万円以上の補助事業

3 監査の期間

平成26年7月7日から平成27年3月25日まで

4 監査の方法

市単独補助金の交付に係る事務が適切に行われているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 補助金交付事務手続は適正に行われているか。
- (2) 補助金交付要綱等の内容は適正に定められているか。
- (3) 補助事業の遂行状況、実績の確認は適切に行われているか。
- (4) 補助事業の効果・成果の確認や検証は行われているか。
- (5) 社会経済情勢や行政ニーズの変化に応じた適切な見直しが行われているか。
- (6) 経済性、効率性及び有効性の観点から補助事業が実施されているか。

6 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、横越 徹、新村誠一、福田太郎

なお、福田太郎は平成26年8月29日に退任し、代わって同年10月28日に横越 徹が就任した。

第2 監査の結果

1 監査対象とした市単独補助金の交付状況について

(1) 局別の状況

平成25年度決算額が100万円以上の補助事業の状況

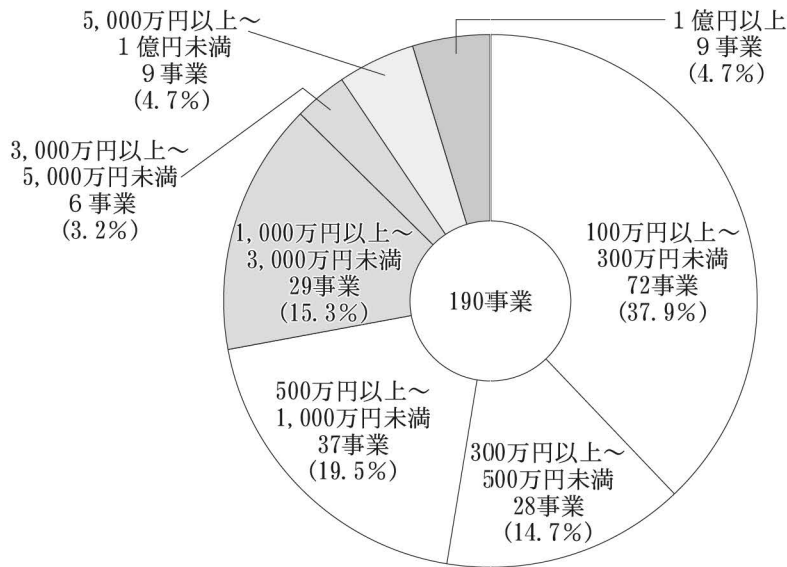
(単位：千円)

局 名	補 助 事 業 の 名 称	金 額
市 長 公 室	国際交流財団補助金	30,513
都 市 政 策 局	金沢芸術創造財団運営助成費 ほか11事業	208,910
総 務 局	金沢美術工芸大学施設整備費補助金 ほか1事業	20,247
経 済 局	企業立地助成金 ほか52事業	1,160,732
農 林 局	中央卸売市場事業特別会計損益勘定補助金 ほか21事業	488,692

市民局	金沢市スポーツ事業団運営費補助 ほか10事業	219,354
福祉局	軽費老人ホーム運営費補助 ほか39事業	1,259,649
保健局	上水道未普及地域解消事業費 ほか8事業	70,088
環境局	再生可能エネルギー導入促進費	13,270
都市整備局	まちなか住宅建築奨励金 ほか10事業	265,537
土木局	消雪装置設置費補助 ほか1事業	43,480
危機管理監	公衆街路灯電気料金等補助 ほか4事業	137,822
教育委員会	金沢子ども科学財団運営費補助 ほか14事業	85,549
消防局	消防団ポンプ車等購入費補助 ほか5事業	79,750
合 計		190事業 4,083,593

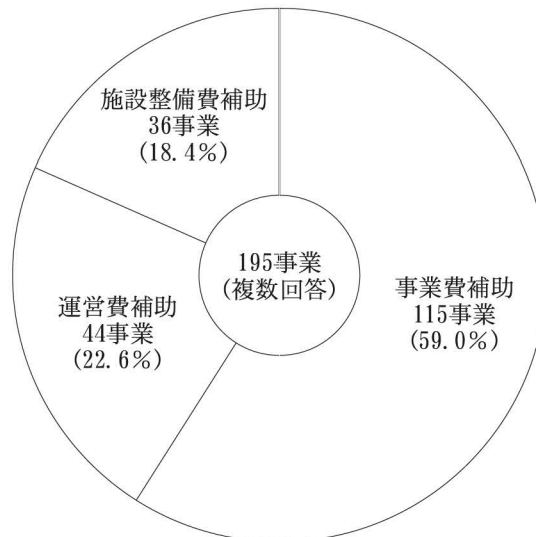
局別の状況をみると、福祉局が12億5,964万9千円(40事業)と最も多く、次いで経済局が11億6,073万2千円(53事業)となっている。

(2) 金額別の状況



金額別の状況をみると、決算額が1,000万円未満の事業が137事業(72.1%)を占め、1,000万円以上5,000万円未満の事業が35事業(18.5%)、5,000万円以上1億円未満の事業が9事業(4.7%)、1億円以上の事業が9事業(4.7%)となっている。

(3) 目的別の分類



※ 1事業で複数の目的を有する場合は、各々1事業とみなした。

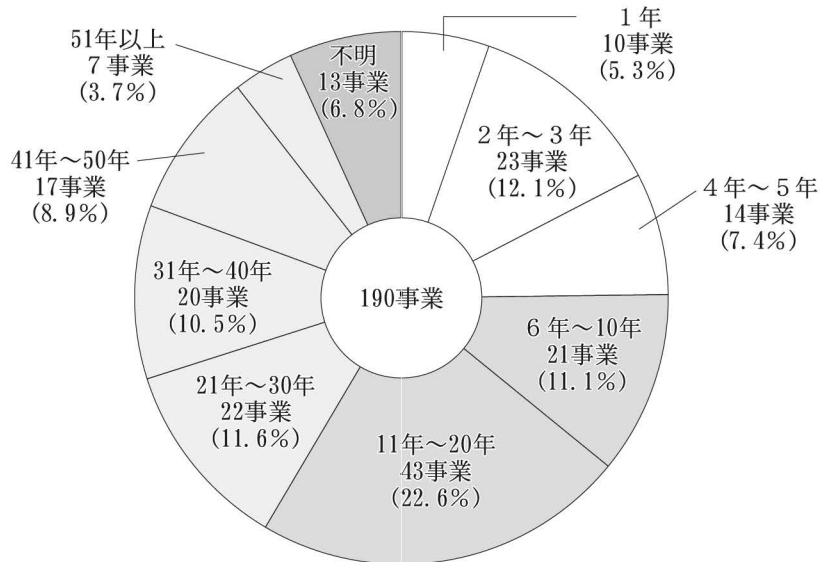
(注) (1) 事業費補助とは、団体等が行った各種事業に要する経費に対する補助をいう。

(2) 運営費補助とは、団体等の運営に要する経費に対する補助をいう。

(3) 施設整備費補助とは、団体等が所有する施設の整備、改修等に要する経費に対する補助をいう。

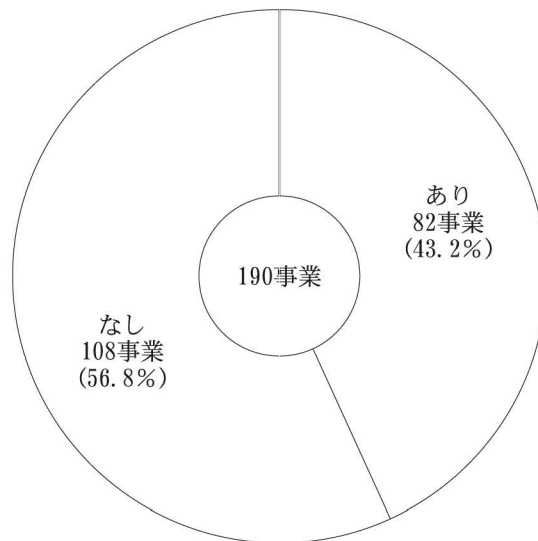
目的別の分類をみると、事業費補助が115事業（59.0%）と最も多く、次いで運営費補助44事業（22.6%）、施設整備費補助36事業（18.4%）となっている。

(4) 経過年数別の分類



経過年数別の分類をみると、事業開始5年以内の事業が47事業（24.8%）である一方、事業開始から20年を超える事業が66事業（34.7%）を占めている。

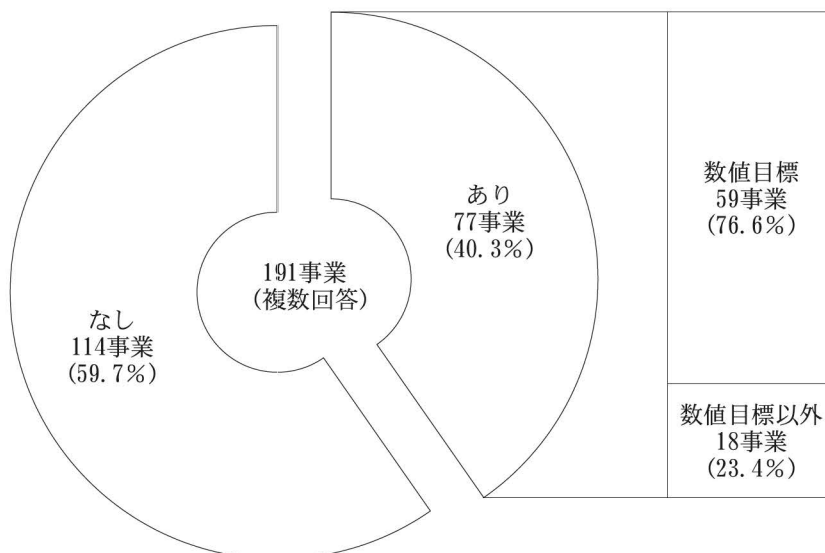
(5) 補助金交付要綱等の有無



補助金交付要綱等の有無をみると、要綱等を定めていない事業が108事業（56.8%）、要綱等を定めている事業が82事業（43.2%）となっている。

(6) 効果測定（事後評価や効果・成果の把握）の有無

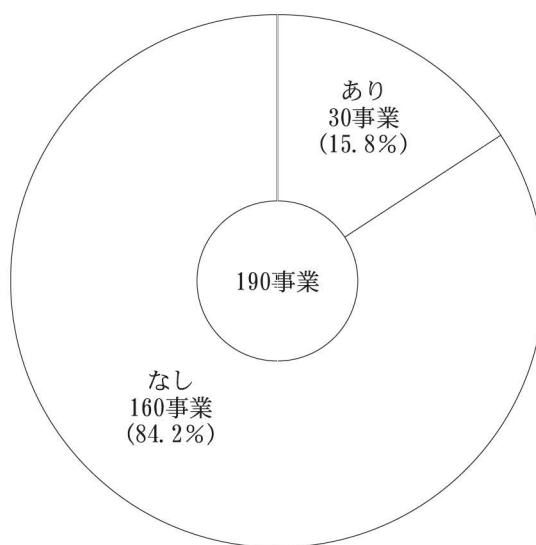




※ 1事業で複数の補助金があり、効果測定を行っている補助金と行っていない補助金がある事業は、各々1事業とみなした。

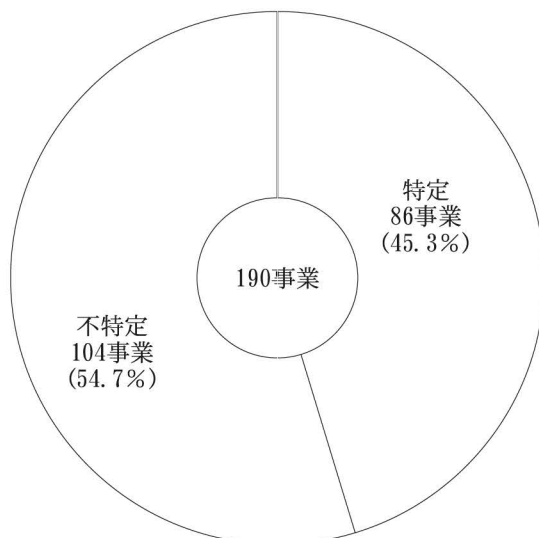
効果測定の有無をみると、効果測定を実施していない事業が114事業 (59.7%)、実施している事業が77事業 (40.3%) となっている。なお、効果測定の実施方法については、数値目標が59事業 (76.6%)、数値目標以外が18事業 (23.4%) となっている。

(7) 終期設定の有無



終期設定の有無をみると、終期設定を行っていない事業が160事業 (84.2%) と全体の8割以上を占めている。

(8) 補助対象者の特定



補助対象者の特定をみると、例えば市の外郭団体の事業に対するものやある行事の実行委員会に対するものなど補助対象者が特定されている事業が86事業（45.3%）となっており、例えば太陽光発電システムの設置者に対するものや福祉施設で一定の設備を整備した施設などに対するものなど補助対象者が特定されていない事業が104事業（54.7%）となっている。

## 2 市単独補助金に係る本市の状況

### (1) 補助金について

補助金は、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出される金銭的給付といわれている。

支出の基準については、日本国憲法（昭和21年）第89条により「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」との制約がある。また、法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、補助金の地方公共団体における法的根拠となっている。

なお、公益性の認定について行政実例（昭和28年6月29日自行行発第186号）では、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」としており、公益上の必要性については客観性を担保することを求めていることから、補助を行うに当たっては、適正かつ公正に執行する必要がある。

### (2) 補助金に関する規定等

本市においては、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、補助金交付事務取扱規則を定め、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定し、その他交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるとして各課が個別の要綱等を定めている。

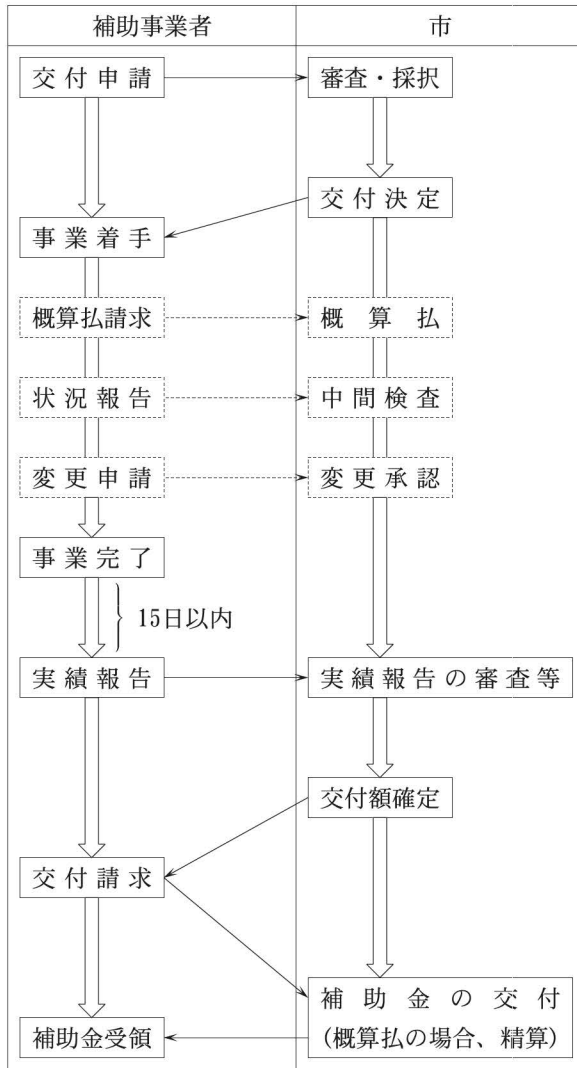
補助金交付事務取扱規則第2条第1項第1号において、補助金とは「本市が本市以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であって、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいう。ただし、扶助的性格を有するものを除く」と規定されている。

### (3) 補助金交付事務の流れ

交付事務は次のいずれかの流れとなる。

#### ア 補助事業実施前に申請を受ける場合

補助金交付申請については、原則として補助事業実施前に申請することとなっている。

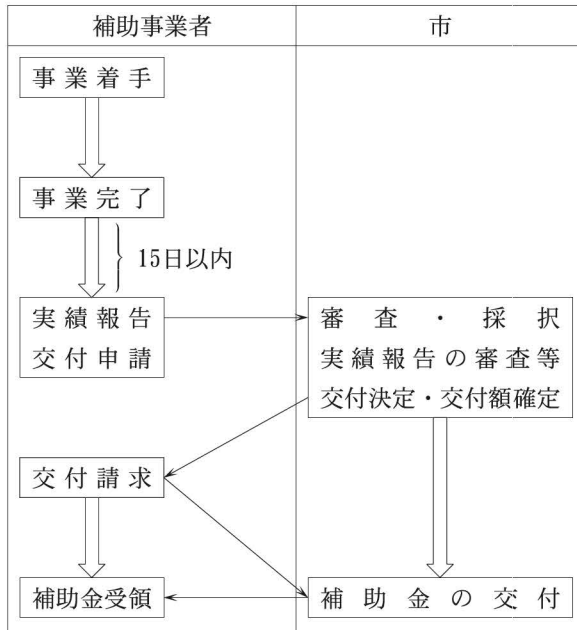


※点線のものは、必要に応じて行う手続

イ 補助事業実施後に交付申請を受ける場合

補助事業実施後に交付申請を受けることができる場合は、次の場合である。なお、この場合、補助金の交付決定と併せて額を確定することができる。

- (ア) 前年度以前に完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合
- (イ) 当該年度に15日以内の期間において完了した事務又は事業に対し、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合
- (ウ) 前年度以前に利子補給金又は元利償還費補助金の交付決定を受けた借入金に係る当該年度の利子補給金又は元利償還費補助金を、実績に基づき交付しようとする場合



(4) 補助金の見直しに係る取組

本市においては、補助事業を抜本的に洗い直し、必要な改善を図ることを目的として、平成19年に「補助金の見直し基準」が策定され、この考え方にに基づき補助事業ごとに廃止・統合・継続などの見直しを行うこととされている。さらに予算編成方針においても、「各種補助制度にあっては、補助金の見直し基準に基づき、補助対象経費の明確化や交付要件の厳格化に努めるとともに、交付団体や市民生活への影響に十分配慮しながら、効果的で持続可能な制度となるよう見直しを進めること」としており、予算編成時に適宜、補助金の見直しに係る取組が行われている。

3 補助事業共通の改善事項（改善意見）（所管：財政課）

今回監査を実施したところ、複数の補助事業において下記のとおり改善すべき事項が見受けられた。これらの事項については、今回対象とした補助事業に限らず、他の補助事業にも当てはまるものがあると思料されるので、補助事業全般について再点検が求められる。

(1) 交付要綱等の見直しを求めるもの

要綱上、補助対象事業については規定しているものの、補助金の対象経費や交付要件などが明確になっていないものが見受けられたので、各交付要綱等を再点検し、必要な事項を明示するなど各事業の状況に合わせたものとなるよう改善に取り組まれない。

(2) 補助事業の厳正な履行確認を求めるもの

補助金交付事務取扱規則第13条では、「市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する」と規定されているが、補助金額の確定審査において、実績報告書や収支報告書のみで判断し、補助金を交付しているなど、補助金の交付条件に適合するかどうかの審査が不十分な事例が見受けられた。

実績報告書に係る審査については、提出された領収書等により事業の実態を調査するとともに、必要に応じて写真の提出や現地調査等により確認するなど、実効性のある審査を指導されたい。

(3) 補助事業の効果・成果の検証が必要なもの

補助金の適正化と透明性を確保する上で効果・成果の検証をすることが求められている。数値目標その他成果指標の設定が困難であることなどを理由に、成果指標を設定していない補助事業が多く見受けられた。補助金の交付により、その目的がどれだけ達成されたかは、事業完了後すぐに現れるものから、一定期間を必要とするものなど、補助目的によって様々であるが、より効率的・効果的な補助金の執行となるよう補助金を交付した課が主体となって効果・成果を検証するよう促されたい。

(4) 補助事業の終期設定が必要なもの

継続的に支援していく必要があるなどの理由により、終期設定を行わない補助事業が散見された。長期間にわたり継続している補助金については、補助目的が曖昧になってきているものや交付団体等の既得権益化及び団体自立の妨げになることなど思料されることから、補助事業の見直し判断の機会とするためにも補助金の終期設定を徹底されたい。

4 補助事業個別の改善事項

今回の監査では、事務手続面に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。その結果、下記のとおり改善を必要とする事業が見受けられたので、適正かつ効率的・効果的な事業執行となるよう検討されたい。

【経済局】

(1) 新製品・デザイン開発促進費補助(所管：ものづくり産業支援課)

中小企業における自社製品の開発は事業を存続していく上で必要不可欠であるが、試作・改良等の開発費用は、企業の負担が大きい。

ものづくり産業支援課では、新製品開発、新事業展開を目指す市内企業及び団体の研究開発を支援し、本市ものづくり産業の高度化を図るため、産学又は企業連携や単独により新製品の開発等を目指す企業に対して、原材料費等に必要経費について補助金を交付しており、補助制度の概要は下記のとおりである。

補助対象者	金沢市内に主たる事業所もしくは生産施設を有する企業			
補助対象経費	原材料費、部品費、機械設備費、治具費、工具費、外注加工費等 (対象外経費：人件費、事務費、旅費、手数料等)			
補助額	産学連携コース	対象経費の2/3以内	限度額500万円	
	新製品開発コース	" 1/2以内	限度額200万円	
	企業連携コース	" 1/2以内	限度額400万円	

平成25年度の補助実績を見たところ、補助事業期間の途中で製品の販売計画中止に伴い補助事業の遂行が困難になった事例や部材等の供給遅れにより期間内に補助事業が完了しなかった事例など、当初に予定した事業の遂行が困難となる事案も発生していることから、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助金交付要綱などのように事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合や事業の遂行が困難になった場合は、事故報告書を提出し、その指示を受けるなど新製品開発の実態に合った要綱となるよう改善を図られたい。

(改善意見)

新製品・デザイン開発促進費補助については、当初に予定した事業の遂行が困難となる事案も発生していることから、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助金交付要綱などのように事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合や事業の遂行が困難になった場合は、事故報告書を提出し、その指示を受けるなど新製品開発の実態に合った要綱となるよう改善を図られたい。

【農林局】

(2) 金沢農業まつり推進事業費補助(所管：農業振興課)

農業振興課では、市民の農業に対する理解・関心を高め、地産地消を推進するため、金沢農業まつり実行委員会が開催する金沢農業まつりに対して、補助金200万円を交付しているが、事業開始から長期間が経過し、来場者数も増加傾向にあることから、農業団体や生産者の自主イベントとして開催できるよう、これまでの事業の成果・効果の検証を行い、補助金の縮減を検討されたい。

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
来 場 者 数	4,500	6,500	8,000	12,000	7,500

※平成25年度 事業費 5,714千円 補助金2,000千円

(改善意見)

金沢農業まつり推進事業費補助については、事業開始から長期間が経過し、来場者数も増加傾向にあることから、農業団体や生産者の自主イベントとして開催できるよう、これまでの事業の成果・効果の検証を行い、補助金の縮減を検討されたい。

(3) 淡水魚放流事業費補助 (所管：農業振興課)

農業振興課では、豊かな河川環境づくりの一環として淡水魚の放流を行い、魚類の増殖、保護及び河川環境の保全に努め、市民に釣りを通じて自然に親しむ場を提供する事業を行う金沢漁業協同組合に対して、補助金290万円を交付している。

しかし、補助開始から60年以上が経過し、社会経済情勢も大きく変化しており、近年では、釣りを楽しむ特定の人に対する利益が大きく、「魚類の増殖、保護、河川環境の保全を図る」という補助目的が薄らいできていると思われる。事業が数々の魚類の保護繁殖や河川環境の保全又は漁業の発展や漁業従事者の漁業生産の安定向上につながる事業であれば公益性が認められるが、遊漁料収入を得て行うような釣りに供する魚の放流が中心となっていることから、補助すべき事業かどうか十分検討し、見直しを図られたい。

平成25年度 収支決算書

(単位：千円)

収 入		支 出		
自己負担金	賦 課 金 (遊漁証収入等)	5,179	放 流 費 あ ゆ 放 流	6,452
	放 流 分 担 金	1,400	やまめ・いわな・ごり・ さくらます放流	1,605
市 補 助 金	2,900	河 川 監 視 等 管 理 費	1,422	
合 計	9,479	合 計	9,479	

(改善意見)

淡水魚放流事業費補助については、補助開始から60年以上が経過し、社会経済情勢も大きく変化している状況下で、事業内容が遊漁料収入を得て行うような釣りに供する魚の放流が中心となっていることから、補助すべき事業かどうか十分検討し、見直しを図られたい。

【福祉局】

(4) 金沢市女性就業指導センター運営費補助 (所管：福祉総務課)

福祉総務課では、金沢市女性就業指導センター運営に係る人件費等に要する経費として、金沢市母子寡婦福祉連合会に対して、補助金576万円を交付しており、近年の事業実績は下記のとおりである。

(単位：人、千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
内 職 者 数	26	27	26	25	24
内 職 受 注 額	9,644	9,393	8,281	8,217	7,941
内 職 者 工 賃 額	8,417	7,995	7,689	7,333	7,070

当該センターは、中高齢の女性に対して和裁仕立ての内職に係るあっせん、相談及び指導に関する事業を実施しているが、内職者数や事業活動が伸び悩んでいる状況であること、就労支援や職業紹介については、ハローワークや民間事業者等においても広く実施されていることを踏まえ、今後の補助のあり方を検討されたい。

平成25年度 収支決算書

(単位：千円)

収 入		支 出	
内職受注額	7,941	内職者工賃額	7,070
市補助金	5,760	事 務 費 (うち人件費)	6,020 (5,072)
雑収入等	102	繰 越 金	713
合 計	13,803	合 計	13,803

## (改善意見)

金沢市女性就業指導センター運営費補助については、事業活動や会員数が伸び悩んでいる状況であること、就労支援や職業紹介についてはハローワークや民間事業者等において広く実施されていることを踏まえ、今後の補助のあり方を検討されたい。

## (5) 金沢市いきいき福祉バス借上費補助 (所管：長寿福祉課)

長寿福祉課では、地域福祉活動の増進に寄与するため、地域福祉活動を行う団体が実施する「参加者の教養を高め、知識を深める事業」「参加者の健康保持を図り、生きがいを高める事業」「参加者の絆を深め、仲間意識を高揚する事業」を実施する場合において使用するバスの借り上げに要する費用に対して補助金を交付している。

補助金の交付に係る書類を調査した結果、金沢市いきいき福祉バス補助金交付要綱第3条において、「温泉等での慰安若しくは遊興」は補助事業の対象外としているにもかかわらず、温泉が組み込まれた行程が認められており、交付要綱と補助実態にそごが見受けられたので、適正な運用となるよう努められたい。

## (改善意見)

金沢市いきいき福祉バス借上費補助については、交付要綱と補助実態にそごが見受けられたので、適正な運用となるよう努められたい。

## 【保健局】

## (6) 休日歯科診療医制度補助 (所管：健康総務課)

健康総務課では、休日に歯科医療機関の輪番制によって市内2か所で緊急歯科診療を行うに当たり、当番医の執務手当の一部について、金沢市歯科医師会に対して補助金を交付している。

しかし、現在、日曜休日に診療する歯科医院もあり、事業開始(昭和53年～)当初の目的は達成されたと思われるので、医院の診療体制や祝日・年末年始等の特定期間のみを補助対象とするなど補助のあり方を見直されたい。

平成25年度 収支決算書

(単位：千円)

区 分	事 業 費	財 源 内 容	
		市 補 助 金	自 己 資 金
休日緊急歯科診療執務手当	4,615	2,280	2,335
事 務 費	130	0	130
合 計	4,745	2,280	2,465

## (改善意見)

休日歯科診療医制度補助については、現在、日曜休日に診療する歯科医院もあり、事業開始当初の目的は達成されたと思われるので、医院の診療体制や祝日・年末年始等の特定期間のみを補助対象とするなど、補助のあり方を見直されたい。

## 【教育委員会 生涯学習部】

## (7) 各種青年団体助成費 (所管：生涯学習課)

生涯学習課では、地域青年団の連携により明るい地域づくりや地域連帯意識の高揚を目指し、青年活動を推進することを目的として、金沢市青年団協議会へ事業に要する経費として、補助金100万円を交付している。

しかし、補助事業者はわずか市内5団体で構成される協議会であり、団体の地域活動が中心となっており、補助の効果が限定的であることから、定額交付となっている補助内容の精査や効果等の検証を行い、補助金の縮減を検討されたい。

【補助事業者】：金沢市青年団協議会

加盟5団体(犀川、崎浦、旭日、木越、大浦)

## 平成25年度 収支決算書

(単位：千円)

	区 分	決算額	内 容
収 入	負 担 金	586	校下団負担金、事業参加金、県青協事業参加金
	補 助 金	1,500	金沢市補助金 1,000、育成基金補助金 500
	そ の 他	36	
	合 計	2,122	
支 出	事 務 局 費	147	事務費、通信費
	事 業 費	1,331	各事業運営経費、市外青年団との交流費等
	渉 外 費	59	他団体への負担金
	会 議 費	18	
	県青協関連研修費	560	県青協研修費等
	そ の 他	7	次年度繰越金
	合 計	2,122	

## (改善意見)

金沢市青年団協議会に対する補助金については、補助事業者はわずか市内5団体で構成される協議会であり、団体の地域活動が中心となっており、補助の効果が限定的であることから、定額交付となっている補助内容の精査や効果等の検証を行い、補助金の縮減を検討されたい。

## 5 総括意見

市単独補助金については、市が公益上必要があると認めた事業を推進するため、市民や団体等に財政的援助を行うものであり、公益上の必要性は当然のことながら、透明性の確保と併せて補助目的や効果について客観的に説明できるものでなければならない。

これまで、様々な市単独補助金が創設されており、これらの補助金は多様な行政目的を効率的かつ効果的に達成する上で重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、厳しい財政状況のもと限られた財源の有効活用の観点からも補助金のあり方や方向性について十分検討を行い、補助事業の適正化を図ることが重要である。

今後は、下記の点に留意し、市単独補助金のより一層の適正かつ公正な事務執行に取り組まされたい。

## (1) 補助事業共通の改善事項について

補助金については、補助金交付事務取扱規則により基本的事項や手続を定め、具体的事項は、所管課において要綱や要領等を定めて事務処理が行われており、これらの規定に基づき交付申請から補助金の確定、精算に至るまでの一連の事務処理を適正に行わなければならない。特に交付目的・内容や補助基準に照らし交付対象経費の使途が適正かどうか、提出された領収書等により事業の実態を調査するとともに、必要に応じて写真の提出や現地調査等により確認するなど、補助金額の確定審査については慎重に行われたい。

また、今回監査した補助金については、数値目標その他成果指標の設定が行われていない補助金が多く見受けられたが、市民への説明責任を果たす観点からも客観性のある成果指標を整備し、その成果指標に基づき事後評価を徹底し補助事業のより一層の改善に努められたい。

なお、市単独補助金については、原則、終期設定を行い一定期間ごとに補助制度の効果等を検証し適切な見直しを行うことが望まれる。

## (2) 補助事業個別の改善事項について

補助金の見直しに係る取組で述べたように、本市では平成19年に策定された「補助金の見直し基準」に基づき予算編成時など適宜に廃止・統合等の見直しを行うとともに、平成23年度には全庁的な見直しを行ったが、今回の監査において個々の補助金の交付状況をみると、見直しがいまだ十分とはいえないものも見受けられた。

市単独補助金については、補助金の見直し基準の基本事項にあるように①客観的に見て公益上必要であると認められること、②補助金等の交付に対して費用対効果が期待できること、③事業目的や内容などが、社会経済情勢に合致していること、④行政と市民の役割分担の中で真に補助すべき事業・活動であること、などの視点で今後も継続的な見直しに努められたい。

特に市単独補助金については、市民の税金等貴重な財源によって賄われていること、市の財政が極めて厳し



い状況にあることを踏まえて、より効率的・効果的な執行となるよう不断の検証に努めるとともに、見直しに聖域を設けることなく、市民ニーズに沿った補助制度となるよう積極的な見直しに取り組むことが望まれる。

さらに補助事業完了後の効果測定や補助制度の評価などを通して、事業の効果・成果の把握に努めるとともに、評価結果等を今後の施策に反映させる仕組みづくりが進められるよう望むものである。

●金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成27年4月13日

金沢市監査委員 西 村 賢 了  
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄  
 金沢市監査委員 横 越 徹  
 金沢市監査委員 新 村 誠 一

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	企業局建設課	平成23年度 城北水質管理センター浅野ポンプ場系統他滞水池築造工事	1,207,278,960	H23. 9. 28～ H26. 6. 30	H23. 11. 4～ H27. 3. 25
2	総務課	金沢市庁舎耐震改修工事第2期（建築工事）	433,276,200	H25. 6. 24～ H26. 8. 29	H25. 8. 5～ H27. 3. 25
3	総務課	金沢市庁舎耐震改修工事第2期（電気設備工事）	149,286,900	H25. 6. 27～ H26. 8. 29	H25. 8. 5～ H27. 3. 25
4	総務課	金沢市庁舎耐震改修工事第2期（空調設備工事）	273,577,500	H25. 6. 24～ H26. 8. 29	H25. 8. 5～ H27. 3. 25
5	企業局建設課	片町2丁目・長町2丁目地内ガス管及び配水管改良工事	37,361,520	H26. 5. 30～ H26. 9. 30	H26. 7. 7～ H27. 3. 25
6	教育総務課	緑小学校校舎耐震補強工事（2期）	97,750,800	H26. 3. 17～ H26. 10. 9	H26. 5. 12～ H27. 3. 25
7	環境政策課	戸室新保埋立場堰堤築造工事（6段目下部）	174,482,700	H25. 7. 10～ H26. 11. 11	H25. 9. 6～ H27. 3. 25
8	企業局建設課	平成23年度 若松配水池耐震補強工事	994,428,330	H23. 10. 6～ H26. 11. 25	H23. 12. 12～ H27. 3. 25
9	教育総務課	兼六中学校校舎耐震補強工事第1期（建築工事）	173,857,320	H26. 3. 26～ H26. 10. 31	H26. 5. 12～ H27. 3. 25
10	教育総務課	城南中学校校舎耐震補強工事第1期（建築工事）	132,122,880	H26. 3. 24～ H26. 10. 31	H26. 5. 12～ H27. 3. 25
11	危機管理課	東部地区防災拠点広場（仮称）耐震性貯水槽整備工事	58,827,600	H26. 7. 2～ H26. 11. 28	H26. 9. 5～ H27. 3. 25
12	道路建設課	北間・中橋線道路改良工事（その2）	76,958,640	H26. 4. 17～ H26. 11. 28	H26. 6. 9～ H27. 3. 25
13	道路建設課	大浦千木町線地盤改良工事	169,684,200	H26. 7. 11～ H27. 2. 6	H26. 9. 5～ H27. 3. 25
14	企業局 上水・発電課	上寺津発電所水車発電機分解点検整備工事	849,975,000	H25. 5. 31～ H26. 12. 19	H25. 7. 5～ H27. 3. 25
15	企業局 上水・発電課	上寺津発電所水車発電機分解組立工事	80,366,040	H26. 2. 24～ H26. 12. 19	H26. 4. 7～ H27. 3. 25

16	道路管理課	若宮大橋耐震補強工事	95,192,040	H25. 9. 19～ H27. 1. 20	H25. 11. 8～ H27. 3. 25
17	内水整備課	都市基盤河川木曳川改修に伴う橋梁架替工事(下部工)	39,661,920	H26. 3. 27～ H26. 11. 28	H26. 5. 12～ H27. 3. 25

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、横越 徹、新村誠一、苗代明彦、篠田 健、高村佳伸、田中 仁、福田太郎  
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・苗代明彦は平成24年3月23日に退任し、代わって同年6月22日に田中 仁が就任した。
- ・篠田 健は平成25年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に西村賢了が就任した。
- ・高村佳伸は平成25年6月24日に退任し、代わって同月25日に福田太郎が就任した。
- ・田中 仁は平成25年9月19日に退任し、代わって同月24日に新村誠一が就任した。
- ・福田太郎は平成26年8月29日に退任し、代わって同年10月28日に横越 徹が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を实地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年4月13日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	横	越		徹
金沢市監査委員	新	村	誠	一

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月4日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年3月21日(平成25年監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>延滞金徴収事務</p> <p>市営住宅使用料に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。</p>	<p>平成24年度より徴収嘱託員を増員するなど徴収強化に努め、本料の収納率が2年連続で上昇、収入未済額も2年連続で減少し、その結果、延滞金の発生件数も減少している。</p> <p>今後も延滞金の徴収に不断に取り組むとともに、延滞金の発生を抑制するため、本料の早期徴収に努めるなど、引き続き徴収を強化していく。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月4日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年2月14日(平成23年監査公表第1号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>延滞金徴収事務</b></p> <p>市営住宅使用料に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。</p>	<p>平成24年度より徴収嘱託員を増員するなど徴収強化に努め、本料の収納率が2年連続で上昇、収入未済額も2年連続で減少し、その結果、延滞金の発生件数も減少している。</p> <p>今後も延滞金の徴収に不断に取り組むとともに、延滞金の発生を抑制するため、本料の早期徴収に努めるなど、引き続き徴収を強化していく。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月4日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年2月12日（平成21年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>延滞金徴収事務</b></p> <p>市営住宅使用料に係る延滞金の徴収について、減免手続きを経ずに延滞金を徴収していないものが一部に見受けられるので、適正を期す必要がある。</p>	<p>延滞金については、住宅使用料延滞金免除基準に基づき適正に減免手続きを行っているところである。</p> <p>今後も当該基準に従い厳正に運用していく。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月16日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>延滞金徴収事務</b></p> <p>生活保護費返還金、介護保険料、老人保護措置費等負担金及び保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。</p>	<p>指摘のあった老人保護措置費等負担金に係る延滞金については、平成24年度から、納付された時点で延滞金を算定し、延滞金の調定及び徴収を行っている。</p> <p>今後も公平性確保のため延滞金の徴収について、適正な事務処理を進める。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月16日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成15年2月12日（平成15年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>収入に関する事務について</b></p> <p>老人保護措置費負担金及び短期入所生活介護費負担金（滞納繰越分）に係る延滞金については、前回監査時（平成11年11月実施）においても指摘したとおりであるが、今回も延滞金の徴収に関し改善がなされていないので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>指摘のあった延滞金については、平成24年度から、納付された時点で延滞金を算定し、延滞金の調定及び徴収を行っている。</p> <p>今後も公平性確保のため延滞金の徴収について、適正な事務処理を進める。</p>

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月19日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局こども福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日(平成24年監査公表第3号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p><b>未収金管理事務</b></p> <p>保育料の収納について、収入未済額が多額となっているので、状況に応じて滞納処分を行うなど徴収体制を強化し、収入未済額の減少に一層努めることが望まれる。</p> <p>また、保育料等の収納方法については、より効率的・効果的なものとなるよう工夫・改善に取り組むことが望まれる。</p>	<p>滞納整理事務の手順を徹底し、適切な納付指導を行うとともに、申出に基づく児童手当からの天引き徴収を活用するなど、徴収体制の強化に取り組んだところ、4年連続で収納率が上昇し、収入未済額も減少した。</p> <p>また、平成27年9月から、納付の利便性の向上を図るため、口座振替の導入を予定しており、効率的な収納方法についても工夫・改善を図っているところである。</p> <p>今後も徴収体制の強化に努めるとともに、収納方法の工夫・改善については、利用状況の推移等を見極めながら、適時適切に対応していきたい。</p>

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月19日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局こども福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月11日(平成22年監査公表第3号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p><b>収納事務</b></p> <p>保育料の収納について、収納率が低下し収入未済額も増加しているため、状況に応じて滞納処分を行うなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。</p> <p>また、収納委託制度の導入や一時保育に係る保育料の納付方法などについても検討し、収納方法がより効率的・合理的なものとなるよう工夫・改善に取り組むことが望まれる。</p>	<p>滞納整理事務の手順を徹底し、適切な納付指導を行うとともに、申出に基づく児童手当からの天引き徴収を活用するなど、徴収体制の強化に取り組んだところ、4年連続で収納率が上昇し、収入未済額も減少した。</p> <p>また、平成27年9月から、納付の利便性の向上を図るため、口座振替の導入を予定しており、効率的な収納方法についても工夫・改善を図っているところである。</p> <p>今後も徴収体制の強化に努めるとともに、収納方法の工夫・改善については、利用状況の推移等を見極めながら、適時適切に対応していきたい。</p>

2 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年3月19日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年2月12日(平成21年監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p><b>学校徴収金の事務取扱いに係る教育委員会事務局の指導・助言の実施について</b></p> <p>学校徴収金に係る事務が適正に行われるよう、小学校・中学校教育研究会事務部会等とも連携を図りながら学校徴収金全体を網羅した統一的な事務処理基準や事務処理マニュアルを早急に整備するとともに、適切な指導・助</p>	<p>学校徴収金の取扱いについては、金沢市小学校教育研究会事務部会・金沢市中学校教育研究会学校事務部会と共同で、統一的な事務処理基準となる金沢市立学校徴収金取扱要領及びその運用マニュアルを策定し、平成25年</p>

<p>言に努められたい。</p> <p>なお、事務処理基準等の内容については、合理的で適切な事務処理を促進するものであることは無論であるが、各学校における事務負担が過度とならないよう留意されたい。</p>	<p>4月より教材費の運用を開始した。また、修学旅行費についても、学校徴収金の定義に追加し、平成27年4月から運用を開始することとしている。</p> <p>引き続き、学校訪問を通して、適切な事務取扱いについて指導・助言していく。</p>
--	--

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年4月13日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	横	越		徹
金沢市監査委員	新	村	誠	一

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日      平成27年3月19日
- (2) 措置を講じた部局等            企業局営業部お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日        平成26年4月11日（平成26年監査公表第11号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・ガス及び水道に関する開閉栓業務委託 意 見 ガス・水道に関する開閉栓業務委託については、日別の設定人数を見直すなど、委託料を削減するために、さらなる努力が必要である。</p> <p>・金沢市水洗便所改造資金融資 意 見 金沢市水洗便所改造資金融資の滞納債権については、連帯保証人から回収を図っていくのか、借受人から回収を図っていくのか、当該融資についての方針を明確化する必要がある。</p> <p>意 見 金沢市水洗便所改造資金融資における貸付対象者及び連帯保証人に対する審査では、貸付金の償還能力や保証能力について、確実な審査を行うよう検討する必要がある。</p> <p>意 見 金沢市水洗便所改造資金融資における回収・滞納管理については、債権管理状況のモニタリングを行うなど、債権管理の仕組み作りが必要である。</p>	<p>ガス・水道に関する開閉栓業務については、設定人数を調整して委託の工数を減らした。</p> <p>金沢市水洗便所改造資金融資の滞納債権については、原則は借受人から回収を進めることとし、滞納者が納入不能な場合は連帯保証人に請求するなどを規定した金沢市水洗便所改造資金滞納整理事務処理手順を作成した。</p> <p>金沢市水洗便所改造資金融資事務取扱要領を改正し、償還能力を確認するため貸付基準を前年度の市民税課税標準額700万円以下の者で、市税の非課税者を除くとし、非課税者においても資力が確認できれば融資可能とした。また、連帯保証人については、資力が確認できる書類の提出を条件に加えることとした。</p> <p>滞納管理については、滞納状況管理表を作成して滞納状況を上司に報告するとともに、担当職員で情報共有することとした。また、金沢市水洗便所改造資金滞納整理</p>

<p>意 見</p> <p>金沢市水洗便所改造資金融資における連帯保証契約の際、連帯保証人に対し、その責任を十分説明するとともに、催告状況等の現状を報告するなど、連帯保証人に対しての請求を強化することが必要となる。</p>	<p>事務処理手順を作成して管理の標準化を行った。</p> <p>金沢市水洗便所改造資金滞納整理事務処理手順を作成し、貸付金申請時に連帯保証人本人と連絡を取り、連帯保証人としての法的責任について十分説明することとした。また、連帯保証人に対し借用証書の写しを送付することとした。</p> <p>さらに、滞納月数が3か月以上となった場合には、連帯保証人に対し、借受人の滞納状況等を報告、納入の協力を要請することとした。</p>
<p>意 見</p> <p>金沢市水洗便所改造資金融資における回収・滞納管理について、借受人が死亡した場合の相続人への請求が行われるような仕組み作りを強化していく必要がある。</p>	<p>金沢市水洗便所改造資金滞納整理事務処理手順を作成し、借受人の死亡を確認した時点で、市民課への調査や親族への聞き取りで滞納者の相続人を特定するとともに、相続人からの貸付金の回収手順を明確にして回収の強化を図ることとした。</p>
<p>意 見</p> <p>金沢市水洗便所改造資金融資において、時効中断手続を適正に行い、債権の回収可能性を確保するとともに、時効が中断しているかどうかを再確認する必要がある。</p>	<p>時効中断対象債権について、借受人に債権の一部弁済又は、債務承認をさせることで時効の中断手続を実施した。</p> <p>また、全ての融資債権の時効中断の有無について再確認した。</p>
<p>・供給停止の一時保留と解除</p> <p>指摘事項</p> <p>料金徴収事務手続における供給停止の一時保留と解除については、ガス水道料金滞納にかかる供給停止取扱要綱に従い、事務手続を適正に実施する必要がある。</p>	<p>供給停止の一時保留と解除については、ガス水道料金滞納にかかる供給停止取扱要綱にしたがって滞納整理事務の手引きの見直しを行い、供給停止の一時保留と解除に際して一括納付が困難な場合は、納入誓約書・分納誓約書を入手した。</p>
<p>・交渉内容の事前承認</p> <p>指摘事項</p> <p>料金徴収事務手続における分割納付の承認において、滞納整理事務の手引きに記載されている承認ルールを守る必要がある。</p> <p>また、滞納者との交渉にあたっては、事前の調整を所属長と行うことで、担当者に交渉権限を与えるような方法の検討が必要である。</p>	<p>分割納付の承認において、分割納付の最低限の共通ルールを設けるなど、滞納整理事務の手引きに記載されている承認ルールの見直しを行い、滞納者との交渉を円滑に実施できるよう改善した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日      平成27年3月19日
- (2) 措置を講じた部局等            企業局営業部お客さまサービス課、建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日        平成26年4月11日（平成26年監査公表第11号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・より効果的な滞納整理に向けて 意 見</p> <p>企業局において、悪質な滞納者等の滞納管理業務及び徴収業務を、より着実に遂行していくため、職員の徴収能力のさらなる強化を図っていく必要がある。</p>	<p>企業局収納事務担当者による事務連絡会を開催し、滞納情報及び徴収技術の共有を図るとともに、徴収能力強化のための研修会等（伝達研修、実地研修など）を実施し担当職員の育成を図った。</p>

平成27年(2015年)4月13日 印刷  
平成27年(2015年)4月13日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄